

# 日本の死刑制度の現状について

大木 隆裕

桐蔭横浜大学大学院法学研究科法律学専攻研究生

2008 年 9 月 15 日 受理

- 1 はじめに
- 2 死刑制度の概要および手続
- 3 死刑制度の改善策
- 4 おわりに

## 1 はじめに

2007 年 9 月に発足した福田康夫内閣は前任の安部晋三改造内閣から引き続いで留任した鳩山邦法務大臣によって死刑に関して制度上のいくつかの改革が行われた。それ以前は 1998 年の小渕恵三内閣の中村正三郎法務大臣によって、死刑の執行の事実と人数のみが法務省より公表されていたが、鳩山法務大臣就任後の 2007 年 12 月の執行より死刑の執行の事実と人数に加えて氏名と罪責も合わせて公表されるようになった。鳩山法務大臣は安部内閣での退任せ見と死刑執行の自動化発言で問題視されて、そればかりに注目が集まっていたが、死刑制度の情報公開という点では確実なる第一歩を歩みだしたといえるであろう。また 2009 年の裁判員制度導入を控えて、死刑制度について制度自体を再考してみる必要がある。従来より死刑制度に関する議論の多くは、白か黒かとか、賛成か反対か

とかの死刑存置と死刑廃止が相対立する死刑存廃論に終始しているのが現状である。死刑に関する資料や文献は死刑存廃論に関するものが多いが、死刑制度そのものに対して言及している資料や文献も多数とはいえないが存在している。資料の中には、世論調査などでは質問内容が死刑制度の知識を問うものではなく、死刑制度に賛成か反対かの設問的には回答を出しやすい反面、論拠を持たない感情論的な回答で意見として成立するような主張がなされている。

本稿の目的は、死刑存廃論の議論に参加する前段階として、死刑制度の基礎的な知識を考察することにある。

## 2 死刑制度の概要および手続

現行刑法において、絶対的法定刑として死刑が規定されている条文は刑法 81 条の外患誘致罪である。また選択的法定刑として死刑が規定されている条文は、刑法 77 条 1 項の内乱罪の首魁、刑法 82 条の外患援助罪、刑法 126 条 1 項の汽車電車転覆誘致罪、刑法 127 条の往来危険汽車電車転覆破壊致死罪、刑法 146 条後段の水道毒物混入致死罪、刑

法 199 条の殺人罪、刑法 240 条後段の強盜致死罪、刑法 241 条後段の強盜強姦致死罪である。また特別法において死刑が規定されている条文は、爆発物取締罰則 1 条の爆発物使用罪、決闘罪ニ関スル件 3 条の決闘致死罪、航空機の強取等の処罰に関する法律 2 条航空機強取致死罪、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 2 条 3 項の航空機墜落致死罪、人質による強要行為等の処罰に関する法律 4 条の人質殺害罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律の組織的殺人罪である。また少年法 51 条によると、犯行時 18 歳未満の少年にはいかなる犯罪でも死刑を適用することはない<sup>3</sup>とある。

さらには、死刑が残虐な刑罰に該当するかという争いがある。江戸時代までは、刑罰の中心が生命刑と身体刑であったために、生命刑に対して数種類を併用していた。具体的には犯罪者を柱に縛り付け槍で突き刺して処刑する磔、犯罪者を柱に縛り付けて火で焼き殺して処刑する火炙り、大きな鍋に水か油を入れて罪人を茹で殺して処刑する釜茹で、犯罪者の首を切って処刑する斬首などの死刑が行われていたが、明治時代以降になると斬と絞のみになる。憲法 36 条によると拷問・残虐刑の禁止を規定しているが、死刑の残虐性に関しては判例によると、かつて用いられた斬首・磔・火炙り・釜茹でのような執行方法は残虐な刑罰となるが、また死刑それ自体は憲法 36 条の残虐な刑罰ではないが、将来国民感情の変化によっては残虐な刑になります<sup>1</sup>。絞首刑という死刑執行方法は他の方法に比べて特に人道上残虐であるとは言えない<sup>2</sup>。社会状況や国民意識の変化に着目して死刑が残虐と評価される余地はないかを検討すべきである<sup>3</sup>。憲法 31 条の法定手続の保障に反しない限りは、死刑が憲法 36 条に違反しているというのは当てはまらないであろう<sup>4</sup>。

その後、警視庁および道府県警察もしくは各地方検察庁は、刑事訴訟法に規定されている必要な手続を取り、捜査を行い、証拠

を収集し、容疑者を逮捕することになる。警察や検察の捜査で十分な証拠が確保できたときに、最後に、検察が地方裁判所へ起訴することになる。裁判は第一審が 47 都道府県にある地方裁判所か地方裁判所支部で行われる。公判において事実認定など証拠に基づいて、十分な審理が行われて判決が下される。この地方裁判所判決に不服がある場合には、高等裁判所に控訴することになる。高等裁判所での裁判は、各管区内の高等裁判所か高等裁判所支部で開かれる。地方裁判所同様に判決が下されるが、高等裁判所判決に不服がある場合には、最高裁判所に上告ができる。最後の最高裁判所判決で上告が棄却か高等裁判所への差し戻しかが言い渡される。高等裁判所で差し戻し審の判決が下されて、再度上告して最高裁判所での上告棄却によって判決が下される<sup>5</sup>。

次に、この判決が死刑判決であったならばという前提に基づいて見ていくこととする。最高裁判所が上告を棄却して被告人の判決訂正申立期間の経過後に、または上訴がない場合には 14 日間の上訴期間を経過すれば自動的に死刑判決が確定する。刑法 11 条 2 項によると、死刑判決を受けてからは、死刑執行まで監獄に拘置する規定がある。もし仮に、刑法 11 条 2 項の規定に反して拘置されていない場合には、死刑の執行に伴って刑事訴訟法 484 条に基づいて呼び出すこととして、呼び出しに応じない場合には収監状を発効しなくてはならないとある。ここで、刑法 11 条 2 項の条文にある監獄とは刑務所ではなく、各管区の高等裁判所に対応する拘置所または刑務所拘置支所のことである。さらに刑事訴訟法 475 条 2 項には死刑の執行を判決が確定してからどのくらいの期間で行えばよいかが規定されている。原則としては、長期間の拘置所での拘置を避けるだけでなく、反対に再審や抗告が行える時間をも確保するためにも、判決確定後 6 ヶ月以内の死刑執行を規定している。また、例外として 6 ヶ月の期間に算入されない場合の規定がある。具体的には、

裁判の確定判決に対する不服申し立てとしての抗告、裁判の確定判決に対しての事実認定の不当を是正する目的の再審、非常抗告そして恩赦の嘆願、共同被告人に対しての判決が確定するまでの間である。しかしながら、これらの申請をしていなくても、一度執行してしまうと回復が事実上不可能である死刑に関しては、慎重さを重ねる観点から6ヶ月以内に執行されることはない。これらを総合すると、刑事訴訟法にある6ヶ月以内という規定も、厳密な意味では遵守されてはいないうえに、さらには20年や30年以上の期間において、拘置所に拘置されている死刑確定囚の存在も否定できない。ここで問題となるのは刑の時効に関してである。刑法31条は、刑の言い渡しを受けた者が時効によってその執行が免除になると規定している。また刑法32条では一定期間に刑の執行を受けないことで刑の時効が完成するとあり、死刑については30年間を時効完成期間と規定している。しかし、30年間にわたって死刑の執行を受けないで拘置所に拘置されていた死刑確定囚が刑の時効に該当するのかしないのかが疑問になるところである。これに関して判例によると、「帝銀事件」人身保護請求という最高裁判所決定<sup>6</sup>によると、死刑の時効は30年となっているが死刑の確定判決を受けた者が刑法11条2項に基づき拘置所に継続して拘置されている場合には死刑の時効は進行しないとあり、拘置期間中は刑の時効は進行しないということである<sup>7</sup>。

以上に関連し、死刑に関して執行される順番というのは明確には規定されていない。考えられることとしては、抗告、再審請求、非常抗告、恩赦の嘆願を行っていない死刑確定囚で、精神的には安心立命で、法律上問題のない死刑確定囚というのが推察できる。しかしこれはっきりした根拠のある死刑執行に関しての執行順序の確定方法は存在しないようである。検察庁から拘置所への定期的な調査、または拘置所からの上申によって、執行する死刑囚が確定すると、その判決が第一審の地

方裁判所で下されたものか、控訴審の高等裁判所または上告審の最高裁判所で下されたものかのどの段階で判決が確定したものかによって、高等裁判所や最高裁判所の判決での判決ならば各管区の高等検察庁検事長が、または地方裁判所での判決ならば各地方検察庁検事正が、法務大臣に死刑執行に関する上申書を提出する。その後、法務省刑事局から検察庁に対して判決謄本と公判記録の取り寄せが行われて、法務省刑事局付検事が判決謄本と公判記録を基にして再調査する。そこで誤りがないと判断された場合には、法務省刑事局が死刑執行起案書を作成する。次に関係各局の決裁であるが、最初に法務省刑事局において刑事局参事官から総務課長を経て刑事局長の順番で死刑執行起案書の精査と決裁が行われる。さらに、法務省矯正局において、死刑確定囚が死刑を執行してよい状態かの確認をした後で、矯正局参事官から保安課長を経て矯正局長の順番で、死刑執行起案書の精査と決裁が行われる。最後に法務省保護局において、恩赦に該当しないかの確認をした後で、保護局参事官から総務課長を経て保護局長の順番で死刑執行起案書は法務省刑事局長から死刑執行起案書が死刑執行命令書に名称を変えて、法務大臣官房へ送付される。法務大臣官房の決裁に関しては、秘書課付検事から秘書課長、官房長を経て法務事務次官の順番で行われる。法務省法務大臣官房秘書課課長から法務大臣室へ持参される<sup>8</sup>。

こうして、死刑執行命令書を法務大臣室が受け取ると、法務大臣が精査と決裁をすることになる。そして法務大臣が死刑執行命令書への署名捺印をすると命令書が発効する。刑事訴訟法476条によると死刑執行は法務大臣が死刑執行命令書に署名捺印をしてから5日以内に執行することを義務付けている。そして死刑執行を行う場所と方法に関しては、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(旧監獄法)71条1項と刑法11条1項によると、監獄内の刑場で絞首して執行することが規定されている。明治時代に発効した太

政官布告 65 号<sup>9</sup>は、死刑執行方法に関して十数段の階段の上に絞首台を作る地上紋架式絞首刑を規定し採用していたが、地上階若しくは同一階に絞首台を作り地下に降下する地下紋架式絞首刑も可能であり、こちらが採用されている。太政官布告 65 号は、1947 年の法律 72 号によって失効するべき命令の中に含まれておらず現在も法律として有効である以上は憲法 31 条の法定手続に反していない。また死刑の執行に関して、刑法や刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(旧監獄法)には、実際の執行に刑務官が関わる法的根拠はないが、刑務官の職務規定を根拠として刑務官が実際の死刑執行を行っている<sup>10</sup>。監獄内の刑場とは全国の高等裁判所に対応する拘置所に設置されている刑場が使用される。具体的には、北海道を管轄する札幌高等裁判所管内に関しては札幌刑務所札幌拘置支所で死刑が執行される。青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県の 6 県が管轄する仙台高等裁判所管内に関しては宮城刑務所仙台拘置支所で死刑が執行される。東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県の 1 都 10 県を管轄する東京高等裁判所管轄内に関しては東京拘置所で死刑が執行される。愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県の 6 県を管轄する名古屋高等裁判所管内に関しては名古屋拘置所で死刑が執行される。大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県の 2 府 4 県を管轄する大阪高等裁判所管内と香川県、愛媛県、高知県、徳島県の 4 県を管轄する高松高等裁判所管轄内に関しては大阪拘置所で死刑が執行される。鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の 5 県を管轄する広島高等裁判所管内に関しては広島拘置所で死刑が執行される。福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の 8 県を管轄する福岡高等裁判所管内に関しては福岡拘置所で死刑が執行される。また刑事訴訟法 479 条によると心神喪失や懨胎しているときは法務大臣

の命令に基づいて死刑執行を停止することができる。刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(旧監獄法)71 条 2 項によると除刑日として大祭祝日、1 月 1 日、1 月 2 日、12 月 31 日を規定し、死刑の執行を行わないとしている<sup>11</sup>。

その際死刑確定囚にいつ、死刑の執行を告知するかは議論が残るところであるが、また以前は拘置所によっては前々日に執行を告知していたこともあるようであるが、現在では、告知はされないまま執行日の朝に警備隊が独居房から連行する。処刑場に着いて拘置所長から死刑執行の告知を受けることになる。執行までの残り少ない時間の中で遺書を書き、遺書は事前に準備している死刑確定囚もいる。その後、お供えしてある菓子や果物や饅頭などを勧められるが、多くの死刑確定囚は口にしないという。民間の宗教教誨師によって仏教を信じている死刑確定囚には読経を、キリスト教を信じている死刑確定囚には聖書の教えを行う。拘置所長達とお別れをした後に、以前は白い半紙であったが、現在では白い布で目隠しをされて後ろ手に括る。そして刑場の真ん中にある踏み板の上でマニラ麻でできた縄を首にかけられた後に、準備ができたことを合図すると別にある 5 個のボタンを 5 人の刑務官で押すことで死刑が執行される。従来はハンドル方式であったが、一人の刑務官がハンドルを操作する執行方法は執行を行う刑務官に甚大なストレスや嫌悪感情を与える可能性もあり、現在ではそのような部分をも考慮して複数のボタンを複数の刑務官で押す方式でどのボタンがつながっているのかをわからなくして執行にあたる刑務官の心情に配慮して行われている。実際に執行ボタンが押されて踏み板が外れて、地下へ宙吊りになると同時に、時間が計測される。30 分が経過した後に、拘置所にいる医官によって死亡確認と検死が行われる。その後さらに、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(旧監獄法)72 条により 5 分が経過した後に縄を解く。刑務官により棺に入れら

れ遺体安置室へ運ばれる。一方で、死刑の執行を受けて、検察事務官が死刑執行後始末書を作成して検察官と拘置所長とその代理とともに署名捺印をする。他方で、当該拘置所所在地の市区町村長に死亡確定囚の死亡が報告される。そして家族・親族にも死亡したことが通知される。遺体は火葬に付されて、親族や旧故に対して遺体や遺骨の交付の可能となる。しかし2年が経過した後には拘置所内の墓地に合葬されて交付することは不可能である。また刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(旧監獄法)75条により、解剖のために教育施設への献体が行われることもある<sup>12</sup>。

以上が死刑判決から死刑執行までの流れである。

### 3 死刑制度の改善策

従来より死刑制度については国際的な潮流ともいって、死刑制度を維持する死刑存置論<sup>13</sup>と死刑制度を廃止する死刑廃止論<sup>14</sup>の議論の対立がある。いずれにせよ死刑存廃論の議論の行方を待つことと共に、死刑制度が日本で採用されている以上は、現行制度をより不利益が少ないものにするために常に検討を重ねる必要がある。多くの研究者の先行研究において、死刑制度の改善案が固まりつつあるが、改めて紹介することとする。

最初は、裁判段階において被告人の利益を十分保証する意味でも、2人以上の弁護人や特別弁護人として宗教家・篤志家・心理学者・刑事政策学者などを選任することも検討されている複数弁護人選任制である。被告人の弁護に万全を期して、誤判を防ぐ意味からも必要である。また警察や検察での取調べ段階でも弁護人が選任できるようにする制度の充実や費用の問題で私選弁護人を選任できない被告人への弁護人の確保が必要であろう<sup>15</sup>。

次に、判例にもこの意見はあるが、慎重な判決という意味で、判決に対して裁判官全員一致の原則の確立である。多数決は民主主義

の基本であるという考え方は確かにあるが、多数決はあくまでも意見が分かれて甲乙つけ難いときの解決方法である。誤ったまたは間違った意見でも多数派になると採用されてしまう危険性から裁判のときにまたは死刑判決に関わるようなときに最もよい方法であるが検討が必要であろう。しかし最高裁判所大法廷で15人の裁判官が判決に対して全員一致の意見を出すのは困難である可能性が高いため、裁判官全員一致の原則は実現困難であるかもしれないが、判決に対する慎重さからも理念的には必要なことである。次に、控訴や上告は任意であるが、自動的に控訴と上告がなされて慎重に裁判をする制度である自動的上訴制度がある。裁判制度としての三審制があるならば、死刑判決が出された裁判は自動的に三回の裁判で慎重に行うこと必要である。しかし、第一審で無期懲役判決だったものが第二審や第三審で逆転の死刑判決になる場合もあり、制度化に関しては慎重な議論が必要である。法定刑に死刑が規定されている裁判全体ではなくて、あくまでも第一審で死刑判決を受けた裁判などに限定する必要がある<sup>16</sup>。

さらに、一定期間死刑を執行しない死刑執行猶予制度である。これに関しては、猶予後の対応に死刑を執行するか否か検討が必要である。死刑の執行が行われるのであれば、ただ単に死刑の執行を遅らせているだけである。死刑執行の猶予期間を経た後は、無期懲役に減刑をすることも合わせて制度化しないと成り立たないであろう<sup>17</sup>。

そして、暫定的に死刑を執行しない暫定的死刑不執行制度である。これに関しても暫定的不執行が、暫定期間修了後に執行されるのであれば、ただ単に死刑の執行を遅らせているだけであるので、暫定的死刑不執行を採用する時点で、死刑廃止への第一歩として採用するのが理想であろう。死刑の不執行状態が恒常的になるのか否かの検討が必要である。それから、恩赦制度の積極的な運用がある。恩赦制度自体が、日本国民の中に刑の免除の

ニュアンスを含み減刑という言葉の響きから犯罪の被害者や国民の理解が得られるか不透明である。また恩赦を制度として整備し直すことも必要である。最後に、再審による救済である。白鳥決定<sup>18</sup>以来、再審請求要件は緩和されたが、私選弁護人を選任できないと再審請求は不可能など、すべての死刑確定囚が権利行使できるとは言えない状況である。再審制度をすべての死刑確定囚が使える制度の昇華させることも今後の課題であろう<sup>19</sup>。

また国際社会との兼ね合いなどを考慮して、将来的に死刑制度を廃止するとした場合に、現在でも死刑廃止を前提とした代替刑についての議論をしておくことは必要であろう。死刑を廃止する段階になって、代替刑の議論を始めても十分な議論を尽くせない可能性もあり、もし仮に死刑を廃止すると主張しても、現在の日本の刑罰制度では、国民の感情の中ですっきりと受け入れられる可能性は極めて低いと言わざるを得ないかも知れないが、将来的に必ず死刑に代わる代替刑罰論が必要になるはずである。これに関して多くの先行研究があるのでいくつかを見ていくと最初は、終身刑を想定した絶対的無期刑である。これは仮釈放を前提としない無期刑の刑罰で、終身に対して刑務所に入ることになる。死刑と同等かそれ以上に終身刑も残酷な刑罰である。ただこれだけなら、現在でも何年かにわたって、死刑確定囚として拘置所に拘置されているのであるから、大して変わらないのではないかと考えられるかもしれない。しかしながら終身刑として刑罰を受けるとなると、いつ死刑を執行されるかわからないという恐怖を回避できるだけでなく、懲役刑受刑者を対象に刑務作業を通して行われている矯正教育を実施することができ、終身刑で釈放の可能性がないかもしれないが、今日の刑罰のあり方に適するはずである<sup>20</sup>。

次に現行存在する無期刑に近い仮釈放がある相対的無期刑である。当然、現行の無期刑との相違点について再考が求められるであ

ろう。また仮釈放要件に関しての基準作りは検討課題である。ひとつの考え方として、無期刑の最短の仮釈放年限は有期刑の最高刑よりも長くすべきではないかという意見がある。現行刑罰制度を更なる充実を図る意味でも最短の仮釈放年限を考察する必要はあるはずである。次に、長期の有期刑である。長期の合理的な基準の不明確さと有期刑という響きが刑罰に関して軽い印象を拭えないため国民の理解が得られるかが問題である。しかしあルバインなどでは死刑や無期刑を廃止して有期刑の一本化を測っており、運用状況を説明できれば導入も可能であるかもしれない。最後に、死刑執行猶予制度である。猶予期間終了後に死刑の即時執行が減刑かの対応が不透明であり、この件に関して検討を重ねることは必要である。執行を猶予する制度を創設するならば、猶予後の対応も検討する必要がある。以上が死刑制度についての更なる検討である<sup>21</sup>。

#### 4 おわりに

国際的な動向は、ヨーロッパや中南米を中心、死刑廃止の方向に傾きつつある。いずれ死刑存置国が多いアジアやアフリカにも広がりを見せていくであろう。そういった意味でも、国際的な死刑問題の潮流に注目していく必要があろう。さらには2009年に導入が予定されている裁判員制度において裁判員として国民が死刑判決に携わる可能性が出てくるであろう。これを契機として、死刑の制度上の不透明な部分を再検討する時期になりつつあるのではないか。死刑の問題になると議論が尽くせているとはいひ難い場合があり、死刑は死刑を科されるに値する重大犯罪を起こした犯罪者に科されるものであるが、一度執行すると再度回復することが不可能な刑罰であるため、慎重な議論の上にさらに慎重さを持つ必要がある。そして、現行制度に満足することなく、常に検討を重ねてより良い制度の構築を目指していく必要がある。そ

の意味では、死刑の問題をもう一度考えるために、死刑の制度を見つめ直してみる時期にきているであろう。

## 註

- 1 最大判昭和 23 年 3 月 12 日刑集 2 卷 3 号 191 頁。
- 2 最大判昭和 30 年 4 月 6 日刑集 9 卷 4 号 663 頁。
- 3 最判平成 5 年 9 月 21 日裁判集（刑事） 262 号 421 頁。
- 4 福田平『全訂刑法総論〔第三版増補〕』（2001 年、有斐閣）311～320 頁、斎藤静敬『新版死刑再考論（第二版）』（1999 年、成文堂）96～121 頁、団藤重光『刑法綱要総論（第三版）』（1991 年、創文社）466～495 頁、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（2004 年、明石書店）。
- 5 藤木英雄・土本武司・松本時夫『刑事訴訟法入門〔第三版〕』（2000 年、有斐閣）。
- 6 最決昭和 60 年 7 月 19 日の「帝銀事件」 人身保護請求で、「死刑の時効は 30 年 となっているが死刑の確定判決を受けた者が刑法 11 条 2 項に基づき監獄に繼續して拘置されている場合には死刑の時効は進行しない」とある。
- 7 菊田幸一『死刑廃止・日本の証言』（1993 年、三一書房）335～342 頁、斎藤静敬『新版死刑再考論（第二版）』（1999 年、成文堂）96～121 頁。
- 8 斎藤静敬『新版死刑再考論（第二版）』（1999 年、成文堂）96～121 頁、斎藤静敬『刑事政策』（2003 年、創成社）、菊田幸一『新版死刑－その虚構と不条理』（1999 年、明石書店）95～117 頁、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（2004 年、明石書店）。
- 9 1873 年の太政官布告 65 号で地上紋架式絞首刑を探用したが現在は地下紋架式絞首刑も可能である。太政官布告の効力については最大判昭和 36 年 7 月 19 日刑集 15 卷 7 号 1160 頁の判例によると、「1947 年法律 72 号によって失効するべき命令の中に含まれておらず現在も法律として有効である以上は憲法 31 条の法定手続に反していない」とある。
- 10 菊田幸一『新版死刑－その虚構と不条理』（1999 年、明石書店）95～117 頁、斎藤静敬『新版死刑再考論（第二版）』（1999 年、成文堂）96～121 頁。
- 11 斎藤静敬『新版死刑再考論（第二版）』（1999 年、成文堂）96～121 頁、斎藤静敬『刑事政策』（2003 年、創成社）、菊田幸一『新版死刑－その虚構と不条理』（1999 年、明石書店）95～117 頁、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（2004 年、明石書店）、団藤重光『刑法綱要総論（第三版）』（1991 年、創文社）466～495 頁。
- 12 斎藤静敬『新版死刑再考論（第二版）』（1999 年、成文堂）96～121 頁、斎藤静敬『刑事政策』（2003 年、創成社）、菊田幸一『新版死刑－その虚構と不条理』（1999 年、明石書店）95～117 頁、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（2004 年、明石書店）。
- 13 加藤久雄・瀬川晃編『刑事政策』（1998 年、青林書院）49～61 頁、福田平『全訂刑法総論〔第三版増補〕』（2001 年、有斐閣）311～320 頁、福田平・大塚仁編『刑法総論』（2000 年、青林書院）253～259 頁。
- 14 同上。
- 15 加藤久雄・瀬川晃編『刑事政策』（1998 年、青林書店）、団藤重光『死刑廃止論（第六版）』（2000 年、有斐閣）159～195 頁、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（2004 年、明石書店）。
- 16 同上。
- 17 同上。
- 18 団藤重光『死刑廃止論（第六版）』（2000 年、有斐閣）7～10 頁。
- 19 前掲 15。
- 20 加藤久雄・瀬川晃編『刑事政策』（1998 年、青林書店）、石塚伸一「終身刑導入と刑事政策の変容 終身刑は死刑の代替刑となりうるか」『現代思想』（2004 年）、菊田幸一『Q&A 死刑問題の基礎知識』（2004 年、明石書店）。
- 21 同上。